

人と人が支え“愛う”地域社会を目指して！

はっぴねす事業協同組合 外国人技能実習生受入事業



はっぴねす 事業協同組合 について

I

組合概要

法人番号/名称	4030005018188	はっぴねす事業協同組合 (2016年10月24日設立)		
監理団体番号	2018年7月25日	許可番号 許1804000092 (ベトナム ※フィリピン追加申請予定)		
代表者及び役員	代表理事 古道 和佳 理事 五十嵐 由佳	副理事 岡田 弘子 理事 石原 孝之	理事 鈴木 由生 監事 平井 貴明	理事 関口 貴巳
外部監査人	行政書士かさまゆみこ事務所			
事務所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-244-1 都築ビル4F	TEL : 048-788-2013	／ FAX : 048-788-2013	
ハノイ駐在員事務所	Head Office IMS Asia: 6Floor Achau Bldg..24Linh Str..Ba Dinh Dist..Hanoi.Vietnam			
駐在代表	IMS Asia 代表 磯野 貴之			
対象地区	東京都・埼玉県・神奈川県・静岡県・群馬県 (千葉県 ※追加予定)			
組合員の資格	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所・短期入所事業、訪問介護事業、認知症老人グループホーム、有料老人ホーム、他の物品賃貸業 (医療・福祉用具貸与業)、家事サービス業、病院、			
ホームページ	http://www.happiness-kaigo.jp			
問い合わせ先	info@happiness-kaigo.jp 事務局長 (株)シグマスタッフ 小出昌弘 080-1037-0995	／ 事務次長 松岡恵美 080-6993-6530		
組合員数	40法人 (2018年7月末現在)			

事業規模	従業員数	資本金等	出資金	賦課金
大規模	100人以上	5,000万円以上	100,000円	5,000円／月
中規模	30人以上100人未満	1,000万円以上 5000万円未満	50,000円	5,000円／月
小規模	30人未満	1,000万円未満	10,000円	3,000円／月

組合活動

介護業界を取り巻く環境は年々大きく変化する中、介護事業者間の共通の課題を解決し、安定・発展していくためには、連携組織を発足してお互いに協力・協働し合い、事業経営を充実・強化していくことが最も効果的であると考え、シグマスタッフ支援のもと、埼玉県において介護事業協同組合を設立しました。

シグマスタッフは理事として事務局運営に携わりながら、最も大きな課題である多様な介護人材の活用・育成に寄与すべく活動連携を進めています。

多様な介護人材活用・育成



国内活動: 地域への発信

海外活動: アジア健康構想

広報・情報発信・ネットワーク化：事業ごとにチーム(部会)を作り、チーム名は花言葉に思いを馳せ、一つ一つの事業を進めています。

＜介護安心サポート＞
(個人・企業向け)

サルビアの会



＜介護リーダー育成＞
(介護職員向け)

デイゴ塾



＜営業支援・経費削減＞
(介護事業所向け)

スイートピー部



＜経営支援＞
(経営者・幹部向け)

胡蝶蘭部



＜福利厚生＞
(介護関係者向け)

向日葵の集い



＜人材活用＞
(シニア・在日向け)

すみれ隊



＜技能実習制度＞
(海外人材向け)

カリン隊



＜カリン隊部会活動状況(外国人財活用)＞

組合活動エリア

埼玉県・東京都・神奈川県・静岡県・群馬県

外国人介護人財活用セミナー

埼玉県5回、東京都2回、神奈川県2回、静岡県2回、7月～開催予定あり
部会計11回 アジア健康構想協議会

技能実習制度への取り組み

ベトナム社会主義共和国 送り出し機関2法人と協定書締結

国立タイビン医科大学、フ工医科大学短期大学等 看護学生を対象に日本語学習を開始。

第1期生は、2019年2月入国を目指して現地面接会を開催、ビザ申請準備中。
第2期生2019年8月、第3期生2019年10月、第4期生2019年12月 予定

介護業界における外国人材活用セミナー！

介護技能実習生

無料 具体的な受け入れについて

外国人材を多様に育むためのセミナーでの外国人材の活用が注目されています。
7月24日(火)に開催される「在日外国人材・人材育成セミナー」にて具体的な活用方法についてお伝えします。

詳細合議は、平成31年6月1日よりベトナム人材派遣大手(新大)と在日外国人材受け入れを行います。差分の費用をかけて準備しておけば、安心して在日外国人材を活用することができます。

* 講習会内容 *

1. はつねすすめ事業協同組合について
2. 外国人材技能実習制度について
3. 接遇実習生の受け入れ方法について
※当日は質疑応答にもお答えいたします。

6月28日(木)

15:00～17:00 (14:30開場)

はつねすすめ事業協同組合

新大(東京都文京区大塚2-2-1)新大ビル4階

※JR中央線「新大前」駅徒歩5分

7月18日(火)

14:00～16:00 (13:30開場)

シグマスタッフ本社(埼玉県

越谷市上木戸2-2-2)新大ビル4階

※JR武蔵野線「新大前」駅徒歩5分

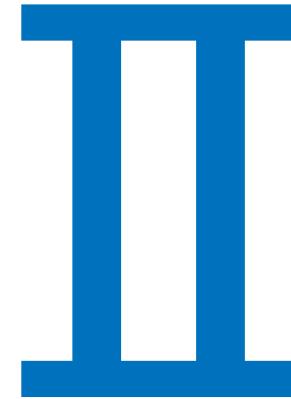
7月24日(火)

15:00～17:00 (14:30開場)

シグマスタッフ本社(埼玉県

越谷市上木戸2-2-2)新大ビル4階

外国人（介護） 制度について



外国人技能実習制度の趣旨

▶外国人技能実習制度とは？

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」2016.11公布 ⇒ 2017.11施行

アジアを中心とした新興国の方が日本の企業や事業所で一定期間働くことを通じて、日本の技能・技術・知識を身につけ、将来その国の発展を担う人材を育成することを目的とした制度です。この制度は、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

日本は高齢化先進国として介護制度、介護技術、介護用具などの高齢者をサポートするノウハウがアジアでは最も進んでいますが、2017年11月技能実習制度に新たな職種として「介護」が加わりました。

＜技能実習制度「介護」の基本的な考え方＞



- 外国人介護人材の受入れは人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応
- 介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応。
 - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること
 - ② 外国人について、日本人と同様に適切な待遇を確保し、日本人労働者の待遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること

＜経済財政諮問会議 政府「骨太の方針2018年〉原案より

- 一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを早急に構築する必要がある。

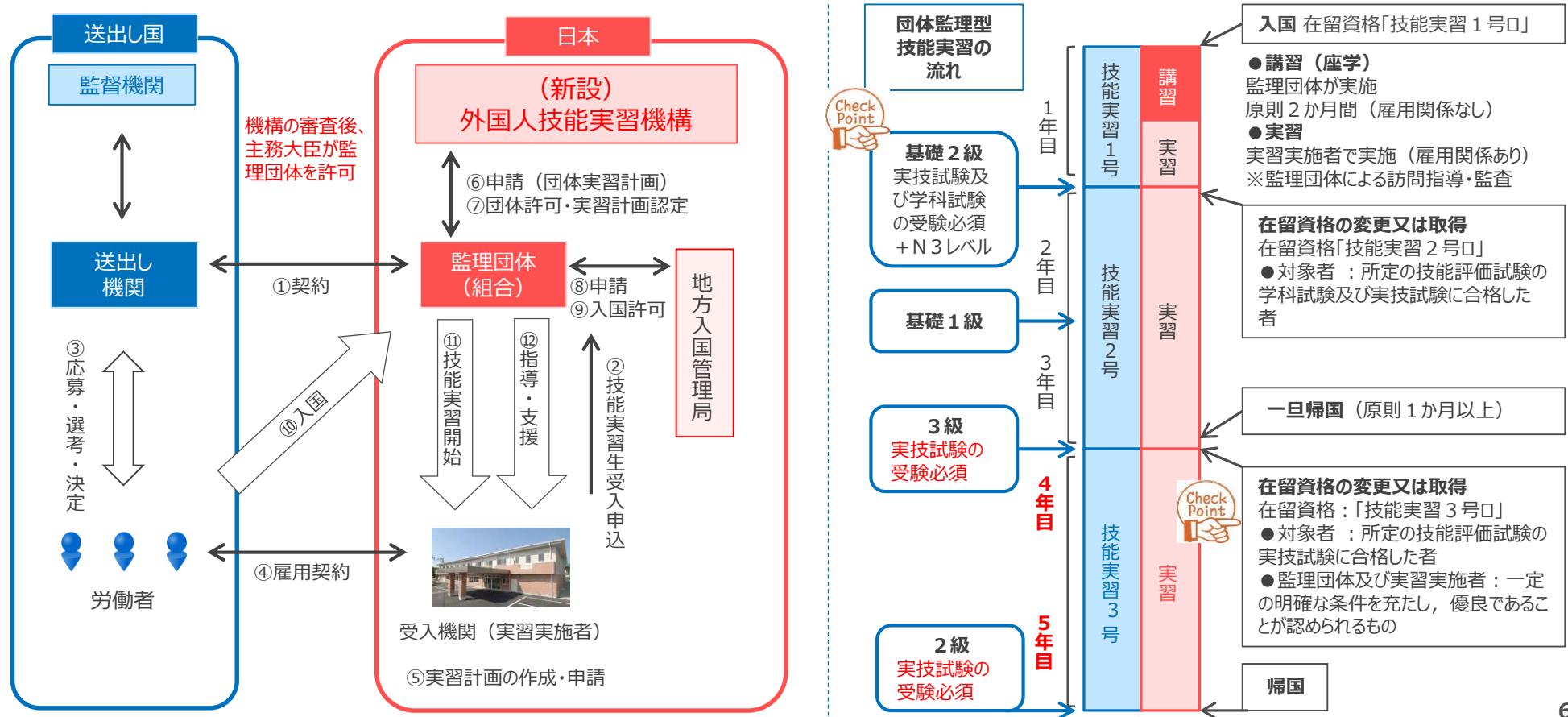
新たな在留資格「**特定技能**」（仮称）2019年4月施行予定 ※介護の運用は2021年以降の見込み

対象職種 「**介護**」「農業」「建設」「造船」「宿泊」 … 後頁にて解説



制度の仕組み（団体監理型）

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
 - 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に25万人以上在留している。（2017年6月：法務省統計）



技能実習生に関する要件

▶主な要件

- 18歳以上であること
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとするものであること
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること
- 従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること、又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること ※1



※1 介護等業務従事経験（いわゆる職歴要件）

- ・外国における高齢者施設や居宅等において、当該者の日常生活上の世話、療養上の世話、機能訓練等の業務に従事した経験を有する者
- ・外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・外国政府による介護士認定等を受けた者

▶日本語能力要件



第1号技能実習（1年目）	日本語能力試験の N4 に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者 ※2 であること
第2号技能実習（2年目）	日本語能力試験の N3 に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であること

- ※2 これと同等以上の能力を有すると認められる者として、日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験（例「J.TEST 実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」）における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者等を想定している。
- ※3 当組合ではN3レベル相当の合格している者を対象としています。

受入れが可能な施設



介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」実務経験として認める施設のうち訪問系サービスを対象外とした事業所が対象となります。

又、経営が一定程度安定している機関（原則として設立後3年を経過している機関）に限定されています。

▶老人福祉法・介護保険法関係の受け入れ可能な施設・事業

第1号通所事業

老人デイサービスセンター

指定通所介護（指定療養通所介護を含む）

指定地域密着型通所介護

指定介護予防通所介護指定認知症対応型通所介護

指定介護予防認知症対応型通所介護

老人短期入所施設

指定短期入所生活介護

指定介護予防短期入所生活介護

養護老人ホーム※1

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）

軽費老人ホーム※1

ケアハウス※1

有料老人ホーム※1

指定小規模多機能型居宅介護※2

指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2

指定複合型サービス※2

指定認知症対応型共同生活介護

指定介護予防認知症対応型共同生活介護

介護老人保健施設

指定通所リハビリテーション

指定介護予防通所リハビリテーション

指定短期入所療養介護

指定介護予防短期入所療養介護

指定特定施設入居者生活介護

指定介護予防特定施設入居者生活介護

指定地域密着型特定施設入居者生活介護

サービス付き高齢者向け住宅※3



▶病院又は診療所

※1 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く）、介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く）、地域密着型特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く）を行う施設を対象とする。

※2 訪問系サービスに従事することは除く。

※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

受入れが可能な人数

施設の常勤人数に応じて、受け入れ人数が変わります。例えば常勤人数30人の施設であれば、初年度3名、2年目3名、3年目3名となり、最大9名の受け入れが可能となります。3年経過後に優良機関の申請が通った場合には更に追加の受入が可能です。 *常勤とは、常勤換算法により算出するものではなく、いわゆる正社員や社会保険加入を指す。雇用保険のみは不可

▶団体監理型技能実習の受け入れ人数枠

事業所の常勤の 介護職員の総数	一般機関		優良機関	
	1号	全体（1・2号）	1号	全体（1・2・3号）
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	4	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	20分の1	20分の3	10分の1	5分の3



報酬上の配置基準上の取り扱いについて

N4・N3レベルの場合には、施設に配属されて6か月後にカウントすることができます。N2の場合には介護事業所に就労と同時に算定可能となります。 *診療報酬上の看護補助者は配属後より算定可能

現地講習では何をするのか

現地において、約12か月間、日本語学習をメインに、日本の文化やマナー、法律やルール、日本式の介護（講義+演習）について学習します。

当組合では看護大学・短期大学と提携し、①「在学中に学内での講座」として又は、②「卒業と同時に全寮制の日本語教育センター」にてN3レベルの日本語教育を行います。

又、期間内にN3合格が出来ない場合には2回（4ヶ月間）まで延長して学習と受験を行う予定です。



▶日本語検定N4、N3レベルとは？

JLPT（7月、12月実施）、NAT（偶数月実施）、J-Test（奇数月実施）などの日本語検定試験の評価です。しかし、試験では会話が含まれない為、実際の介護現場に則した日本語を習得しているとは言い難く、今後介護に則したコミュニケーションを中心としたテストやE-ラーニングなどの教育支援プログラムが開発される予定となっています。

N4

基本的な日本語を理解することが出来る

* 3～6か月（400時間程度）の学習期間が必要

（読む力）

● 基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を読んで理解することが出来る。

（聞く力）

● 日常的な場面でややゆっくりと話される会話であれば、内容をほぼ理解出来る。

（受験者数と合格率）

受験者数 43.045名

合格者数 16.232名

合格率 37.7%

N3

日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することが出来る

* 6～9か月（600時間程度）の学習期間が必要

（読む力）

● 日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を読んで理解することが出来る。

● 新聞の見出しなどから情報の概要を掴むことが出来る。

（聞く力）

● 日常的な場面でやや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて話の具体的な内容を登場人物の関係などと合わせてほぼ理解出来る。

（受験者数と合格率）

受験者数 76.184名

合格者数 30.978名

合格率 40.7%

入国後講習（集合研修）では何を行うのか？

▶来日後、各事業所へ配属される前に集合研修を約2か月間行うことが原則義務付けられています。

講習内容		①日本語学習		②介護導入講習	
科目※	時間数	科目	時間数	科目	時間数
日本語学習（詳細は①）	240	総合日本語	100	介護の基本Ⅰ・Ⅱ（講義）	6
介護導入講習（詳細は②）	42	聴解	20	コミュニケーション技術（講義・演習）	6
法的保護等に必要な情報	8※	読解	13	移動の介護（講義・演習）	6
生活一般	—	文字	27	食事の介護（講義・演習）	6
総時間数	※	発音	7	排泄の介護（講義・演習）	6
※ 技能実習制度本体上定められているもの。 総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6（入国前講習を受けた場合は1/12）以上とされている。		会話	27	衣服の着脱の介護（講義・演習）	6
		作文	6	入浴・身体の清潔の介護（講義・演習）	6
		介護の日本語	40	合計	42
		合計	240		

○日本語学習の科目・時間数は、上記を標準として、各監理団体において設定をする

○入国前の現地講習において、入国後講習と同等の講習を受けた場合、時間数の1/2を上限として各科目を免除することができる

実習生の業務内容・範囲

▶主な要件

- 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- 第2号・第3号については移行対象職種・作業に係るものであること。
- 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。

介護については、一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしきみ・こころとからだのしきみ等の裏付けられた以下の業務を移転対象とする

必須業務 (1/2以上) : 身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等）

関連業務 (1/2以下) : 身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等）

周辺業務 (1/3以下) : その他（お知らせなどの掲示物の管理等）

- 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。
- 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

▶介護の追加要件

- 技能実習を行わせる事業所が、技能実習生を介護等の業務（居宅においてサービスを提供する業務を除く）に従事させることができるものであること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での勤務や緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。



- ・主として技能実習指導員と技能実習生の複数名で夜勤等業務を行う
- ・利用者の安全及び技能実習生の心身への負担の回避の観点から、夜勤等業務を行わせるのは2年目以降に限定することも考えられる

実習生の各年の到達水準

▶技能実習1号の目標（1年目）

1年目：指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル

⇒ 1年目終了時、技能検定基礎級（実技試験及び学科試験）に合格すること + **日本語能力 N3レベル**

※N4入国の場合、2号技能検定基礎級の3ヶ月前にN3を取得する必要があるので、現場配属後に実質的に7か月間しか猶予がないことから、現地でN3を取得することが望ましい。



▶技能実習2号の目標（2・3年目）

2年目：指示の下であれば、利用者的心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル

3年目：自ら介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者的心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル

⇒ 3年目終了時、技能検定3級（実技試験）に合格すること



↓ 監理団体及び実習実施者が、優良認定を取得しないと、技能実習生は3号へ移行できない

▶技能実習3号の目標（4・5年目）

4年目：自ら介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者的心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル

5年目：自ら介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者的心身の状況に応じた介護を実践できるレベル
⇒ 5年目終了時、技能検定2級（実技試験）に合格すること



※介護技能実習評価試験については一般社団法人シルバーサービス振興会が教材、試験、評価を実施する予定。

優良な実習実施者の要件

▶「優良」の要件

技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。



いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。（満点120）

① 技能等の修得等に係る実績（70点）

- ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率* 等

*3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案

② 技能実習を行わせる体制（10点）

- ・過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴

③ 技能実習生の待遇（10点）

- ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較
- ・技能実習の各段階の賃金の昇給率

④ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））

- ・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ・過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無

⑤ 相談・支援体制（15点）

- ・母国語で相談できる相談員の確保
- ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受け入れ実績 等

⑥ 地域社会との共生（10点）

- ・実習生に対する日本語学習の支援
- ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供



実習実施者に対する定期監査

3か月に1回以上、監理団体による定期監査を行います
(内容)

- ア. 技能実習の実施状況の実地確認
- イ. 技能実習責任者及び指導員から報告を受ける
- ウ. 在籍技能実習生の4分の1以上の面談
- エ. 事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
- オ. 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

日本人と同等の処遇の担保

「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を徹底するため、以下の方策を講じる

○受入時：募集時に日本人と同等報酬等の要件審査

* 就業規則（賃金規程）・賃金台帳にて同等報酬を確認

○受入後：訪問指導時の関係者のヒアリングや賃金台帳の確認、実習実施機関から監理団体への定期的な報告

○外国人が理解しにくい日本独自の賞与や手当等の賃金構造、税金についても、技能実習生が正確に理解できるよう、説明を徹底することが必要である

○適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られている

○食費、居住費等名目のいかんを問わず実習生が定期に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされている

* 費用の項目・額を技能実習計画に記載し技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付

その他、「介護職種の技能実習生の受け入れに関するガイドライン」（H29.9.29策定）より

- ・技能実習生の健康管理について、健康指導や相談など健康管理に努める
- ・メンタルヘルスケアの観点から、2名以上の技能実習生を受け入れることが望ましい
- ・生活指導員が中心となって、定期的な面接の機会を設け、将来について話し合うほか、生活上又は職業上の相談に応じる
- ・宗教を信仰している場合には、宗教施設へのアクセス等の情報を提供するなど、信教に配慮する
- ・職場への適応や日本の生活習慣の習得が円滑に行われるよう、地域活動やボランティア活動等地域交流の機会をアレンジする

実習実施者 受入れまでの準備

① 内部体制の整備 …各事業所に、下記を選任していること。

1) 「技能実習責任者」(技能実習の実施に関する責任者)

技能実習に関する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員（講習については、経過措置あり）

2) 「技能実習指導員」(技能実習生への指導を担当)

修得させる技能について5年以上の経験を有し、3年以上の介護等の業務に従事する常勤の役職員

①技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者（看護師・准看護師）であること

②技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任

3) 「生活指導員」(実習生の生活指導を担当)

常勤の役職員

② 技能実習計画書の作成

技能実習生毎に計画書は作成しますが、監理団体の職員（技能実習計画書作成指導者※）が指導・支援します。

※5年以上介護等の業務に従事した経験を有し、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者（看護師・ケアマネ）

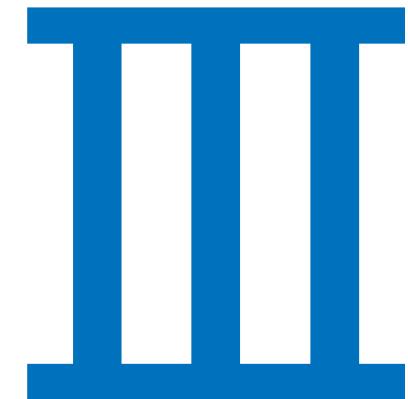
③ 住まいの確保

社宅、寮、借り上げアパート等 **1人3畳以上**（電気、ガス、水道、シャワー付き）の住まいと、一般的な家電製品（冷蔵庫、テレビ等）が必要です。さらに、無線LANの環境が整っていることが望ましいです。

食事は技能実習生の自炊ですが、給食等がある場合には本人の希望で給与天引きも可能です。

※住まいの準備につきましては、当組合でもサポートさせていただきます。

技能実習生の 受入れに向けた 準備



はっぴねす介護技能実習生の特徴

はっぴねす事業協同組合では、2019年よりベトナムの看護師を対象として介護技能実習生を受け入れする予定です。看護師としての専門知識とホスピタリティを持った優秀な専門人材を日本語教育1500時間以上を行い、N3以上の介護士として提供します。

ベトナムは親日国であり、仏教を信仰している割合も多く、真面目で我慢強い性格と志向性があり、気質も外見上も日本人に非常に似た特徴を持っていますので、最適の人材としてご推薦します。

尚、フィリピン（マカティ大学他）とも看護師を対象とした介護インターンシップや介護技能実習として受入する為の準備を行っています。

ベトナム社会主義共和国



- 人口 9,340万人 (2015年)
- 首都 ハノイ
- 宗教 仏教 (80%)、カトリック、カオダイ教他
- 平均年齢 29歳
- 日本との時差 2時間
- 日本からの飛行時間

約6時間20分 (成田-ハノイ)



当組合では、現地の看護大学と提携している日本語学校及び送出し機関から看護師資格者のみを対象として受け入れをする為、学ぶ力と働く意欲の高い方を受け入れることができます。

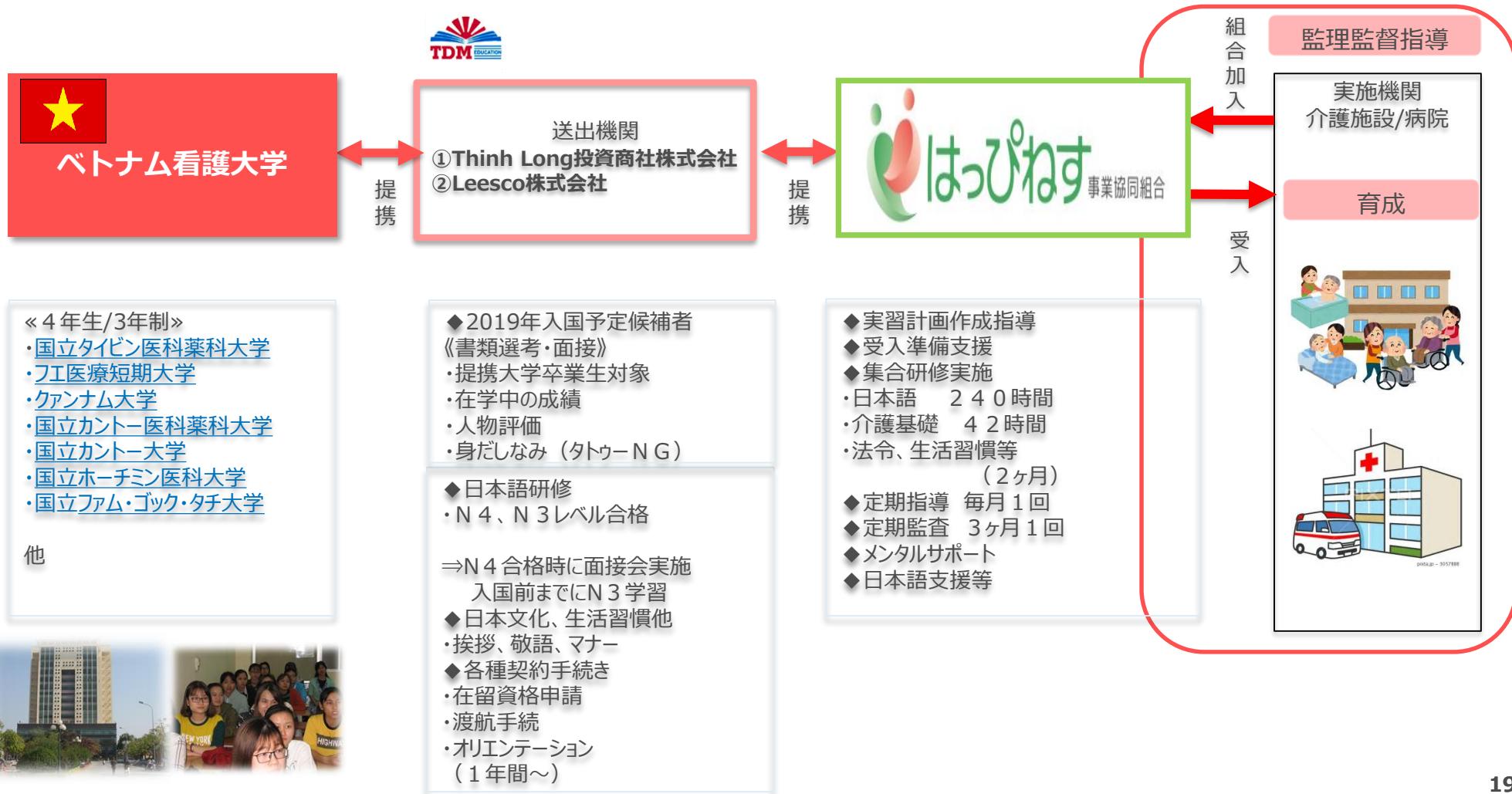
▶技能実習生の選抜・選考について

現地での募集に応じた人材から送り出し機関側での書類選考を経て絞ります。その後現地にて最終面接まで受入れ施設の理事長様、施設長様またはご担当者様により技能実習生の選抜をしていただきます。現地での選考面接会には通訳を兼ねて、当組合駐在員事務所（ハノイ）ベトナム人スタッフ、当組合スタッフが同行いたします。

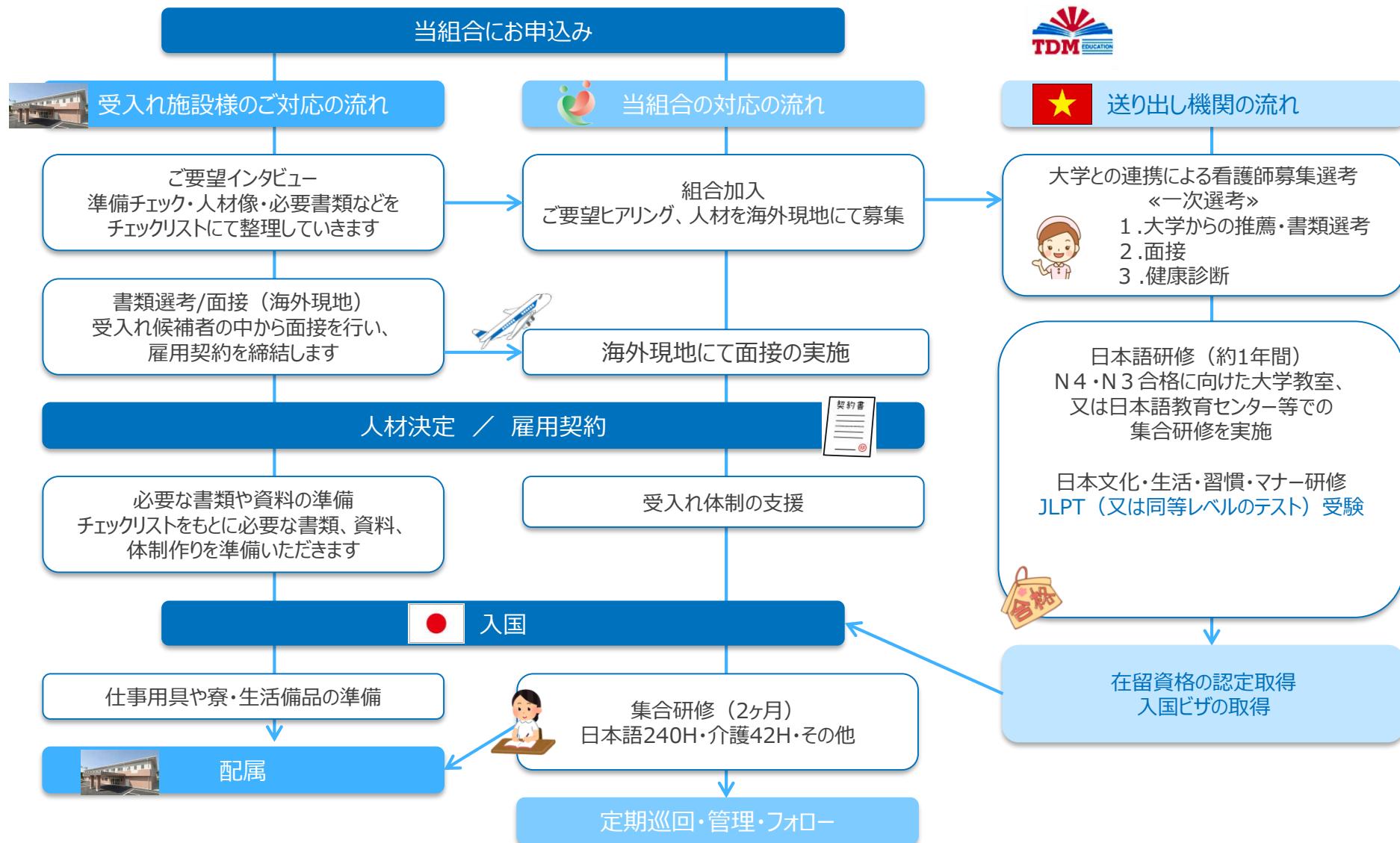
ベトナム人介護士技能実習受入プログラム

《教育体制》

看護大学と提携し、**在学期間中又は卒業と同時に日本語学習を行い、N 3 レベルの合格を目指します。**又、介護知識、日本の生活習慣・マナー、技能実習制度についての教育を現地教育から日本での集合研修までの教育体制全体の管理をしています。



受入スケジュール表



1名に係る費用（例）

●組合入会時

費用項目	内容	金額	毎月負担	年間負担
出資金	組合加入時 ※規模に応じる	10,000	0	10,000
組合費 (賦課金)	年間一括/ 毎年	5,000	0	60,000
合計		70,000		

●現地研修（技能実習生1人あたり）

費用項目	内容	金額
日本語学習	日本語研修事前講習	400,000
書類作成費	航空券（実費相当） 介護事前教育他	153,000
	合計	553,000

●集合研修（技能実習生1人あたり）

費用項目	内容	金額
講習手当（2M）	生活費	140,000
講習費用	集合研修、他諸経費	200,000
交通費	国内移動費（実費相当）	10,000
保険他	医療保険、入国時検診	34,320
	合計	364,320

●技能実習諸費用（技能実習生1人あたり）

費用項目	内容	金額	毎月負担	年間負担
受入監理費 送出機関 監理費	事務所人件費 実習事業運営費 監査・訪問指導 連絡調整等会議	50,000	50,000	600,000
技能検定 費用	実費相当	20,000	0	20,000
在留資格 変更	印紙代 (¥4000込)	10,480	0	10,480
合計		80,480	50,000	630,480

★賃金（例）給与手当：実習実施機関毎に決定協定

（基本給）160,000（月額合計）160,000

※2年目以降に夜勤手当がある場合には別途負担あり。

★寮費（例）

月額 30,000 / 会社負担 15,000 個人負担 15,000

※ルームシェア等の場合

●控除（宿泊施設料・水道光熱費）

★社会保険・雇用保険：法人負担が別途かかります。

	組合費用	研修費他	人件費他	年間負担
初年度	700,480	937,320	2,100,000	3,737,800
次年度以降	690,480	0	2,100,000	2,790,480

※現在試算している費用となります、実情に合わせて変更する場合があります。

国内支援体制

外国人介護人材の支援において多数の実績をもつ2法人と事業連携し、実態調査を始め、日本語研修のカリキュラム作成や、メンタルケア、専門家の現地派遣等を進めていきます。従事する上で必要な知識や多言語対応などの各社が持つノウハウを結集し、より事業効果を高めるべく取り組んでまいります。

一般社団法人外国人介護職員支援センター



介護職として上を目指す、スキルアップ志向のすばらしい在日フィリピン人やベトナム人の介護福祉士国家試験合格を目指すEPA介護士及び将来の介護技能実習生たちを中心に、長年の支援実績をもつ。

＜支援コンテンツ＞

- 1) Facebookによる外国人介護職たちとの**交流・情報交換の機会**を提供。
- 2) 日本語能力試験N3対策**オンライン学習**や**実務者研修添削課題オンライン指導**も**希望者に提供**。（対象者には条件あり。）
- 3) 介護福祉士国家試験対策**オンライン講座**を提供。

一般社団法人アジア国際交流支援機構

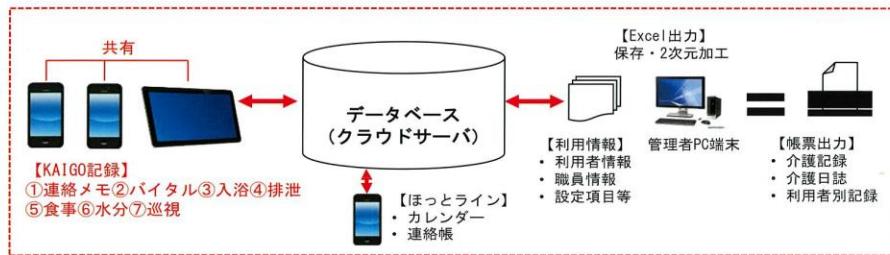


「高度人材専門」の採用支援・日本就労支援教育プロジェクト、海外エンジニアの育成受け入れ、介護留学生の受け入れ支援を始め、日本語研修のアプリケーション開発や介護記録アプリの開発を進める。

＜支援コンテンツ＞

- 1) 奨学金基金制度を利用した**介護留学生の受け入れ支援**。
- 2) **世界初！多言語表示・自動翻訳・音声機能は備わった電子介護記録アプリ「みんなのKAIGO」**を提供。外国人が働きやすい職場づくりを支援。

【商品構成/料金について】



1. 「KAIGO記録アプリ」+「KAIGOほっとライン」初期設定費用 10万円/施設
・「KAIGO記録アプリ」と「KAIGOほっとライン」の使用が可能

2. 「KAIGO記録アプリ」「KAIGOほっとライン」使用料 (1年契約)
 ① PC(管理者用) 1,500円/ユーザー/月
 ② タブレット、スマホ(現場実務者用) 1,500円/ユーザー/月
 ③ KAIGOほっとライン使用料(スマホ、タブレット、PC) 800円/ユーザー/月
 * 施設は利用者家族に1,000円/ユーザー/月で提供可能

3. その他
 ・AGCの介護留学生、海外でMK研修シリーズを受講された方は無料
 ・金額は消費税別
 ※MK研修はAGCが実施するKAIGO研修

国内ならびに海外の教育機関に教材として利用が可能

①介護福祉士養成校、介護福祉士実務者研修校等の教育機関で教材として利用する場合は
個別にご相談ください
②介護技能実習生等の海外送り出し機関および日本国内の受け入れ監理組合の皆様にも
特別価格にて提供いたします

【お申し込み】

Basic Freeは下記よりお申込いただけます
<http://www.kaigo-gproject.com>



QRコードからも申込み可能

【お問合せ】

一般社団法人アジア国際交流支援機構 『KAIGO グローバルプロジェクト』事務局
 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 平河町センタービル3階
 TEL: 03-5215-8775 Email: info@agc.or.jp



みんなの
KAIGO

資料

世界初!
多言語表示・自動翻訳・音声入力

“KAIGO記録アプリ”

家族のきずな!
記録カレンダー(写真・血圧・体温) & 連絡帳

“KAIGOほっとライン”

『日本のKAIGOを世界標準に』



参考 「特定技能」（仮称）について

日本政府発表のいわゆる「骨太の方針2018」の原案より（内閣府 第7回経済財政諮問会議）

- ◆一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを早急に構築する必要がある
- ◆専門性・技能を有し、即戦力となる外国人に、就労目的の在留資格を創設

新たに創設される在留資格「特定技能」（仮称）は、2019年4月施行予定となっており、これから具体的な条件や必要書類が定まっていく予定。

対象職種） 農業 介護 建設 造船 宿泊（観光）

日本政府は、これらの業種で、2025年までには総計で**50万人程度**の外国人雇用を予定している。

現在、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格など、専門的・技術的分野の在留資格（いわゆる「就労ビザ」）で在留する外国人の数は、約31万人といわれており、毎年、3万人から4万人前後増えている。

政府の方針でいけば2025年には、今までの就労ビザの分野に属する在留資格で働く方とほとんど同じ数の「特定技能」の在留資格の方が滞在することになる。

尚、毎年7万人から8万人を受け入れることになるため、**今までの就労ビザ増加のペースよりも速いペースで受け入れが進む**と思われる。

現在判明している、「特定技能」の在留資格の特徴は以下の通りです。

- 現在の在留制度上、いわゆる単純労働と考えられていた活動が可能
- 最長5年間就労可能
- 「家族滞在」などで、働く方の家族を呼ぶことはできない
- 在留中に日本で資格を取得して、他の在留資格へ変更することは可能
- 一定程度の日本語能力が必要
- 元々技能実習生として日本にいた方も取得可能

参考 「特定技能」（仮称）の在留資格要件

«全ての業種に共通する条件»

・日常会話程度の日本語能力

現行の日本語能力試験の水準でいえば「N4」レベルが原則とされている。

また、N4レベルの日本語能力を最低限としつつも、受け入れる業種ごとに必要な日本語能力が設定される可能性もある。

なお、この日本語能力については、**技能実習生として3年間の実習を終えた方は、一定の日本語能力があるものとして免除される予定。**

«業種別に個々の条件»

・全体的な統一条件に加え、各業種別で条件が設定される。

従事する業種で適切に働くために必要な知識や技能があるか、業種別の監督官庁が定める試験で確認するような制度が想定されている。

・日本人が働く場合と同等額かそれ以上の報酬

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の方と同じく、日本人が働く場合と同等額の報酬支払い条件を満たす。

«その他»

・技能実習生は外国人技能実習機構だが、入国管理局自身が監督機能を担う予定。

受け入れ企業や法務大臣が認定する支援機関が、「特定技能」で滞在する外国人の生活や住宅などの支援を行う仕組が導入される予定。

・日本で働く予定の外国人から保証金を徴収する等、悪質な紹介業者等の介入を防止する予定

・日本での就労を希望する外国人を適切に受け入れるため、受入れ制度の周知や広報を行い、外国における日本語教育を充実させ、必要に応じ政府レベルでの申入れ等を実施する予定

Q&A

①EPAと同様に受け入れ可能な送出し国は限定されますか？

→ 従来は15ヶ国となっていたが、新法に基づいて今後新たに政府間で協定を締結した国から順次受け入れすることが可能になる予定。（中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ペルー、ラオス、スリランカ、インド、ミャンマー、モンゴル、ウズベキスタン、カンボジア、ネパール、バングラデイシュ）

但し、2018年5月末日で協定が締結された国は、ベトナム、カンボジア、インド、モンゴル、バングラデイシュ、フィリピン、ラオス、ミャンマー、スリランカの9ヶ国となっています。

②技能実習生はどうやって募集しますか？

→ 現地機関と連携している看護大学等の在校生・卒業生を対象に募集をする予定です。
ベトナム：タイビン医科大学、フ工医科大学他

③技能実習生はどうやって選抜・選考しますか？

→ 現地での募集に応じた人材から送り出し機関側での書類選考を経て絞ります。その後現地にて最終面接まで受け入れ施設の理事長様、施設長様またはご担当者様により技能実習生の選抜をしていただきます。現地面接には通訳を兼ねて、当組合職員が同行いたします。ご要望があればインターネットを使ったWEB面接も可能です。

④現地面接の一般的なスケジュールはどのようなものですか？

→ 3泊4日～4泊5日の日程で行われることが主で面接の他に実技試験を行うことが可能です。時期としては、一次選考後に行います。

Q&A

⑤入国に必要な日本語能力「N4相当」とは、いつのタイミングで必要とされますか？

→ 入国書類申請開始時にはN4（JLPT等）に合格している必要があります。更に入国後1年後にN3の資格を取得することが必要となります。

⑥介護技能実習生に必要な資格は日本語能力以外に何かありますか？

→ 看護学校卒業生、看護師、介護施設等での実務経験者に限定されています。将来的には政府間の協議で政府認定の介護士の資格取得者も対象となる可能性があります。

⑦介護に関する研修はどの程度してきますか？

→ 当組合では、現地の看護大学と提携している送出し機関から看護師資格者のみを対象として受け入れをする為、看護師として知識・技術・経験を持っています。又、日本での介護を理解する為の基本的な学習や多言語対応介護記録（みんなの介護）を活用した独自の研修を予定しています。

⑧外国人介護技能実習生は介護報酬の点数にはカウント可能ですか？

→ N4・N3レベルの場合には、施設に配属されて6か月後にカウントすることができます。N2の場合には介護事業所に就労と同時に算定可能となります。病院での診療報酬上の人員カウントは初月よりカウントできます。

訪日後の集合研修
2ヶ月

介護事業所に就労（実習）
6ヶ月

介護報酬に算定可能

Q&A

⑨住居、食事などはどうするのですか？

→ 住居は、受入れ施設様でご用意ください。（社宅、寮、借り上げアパート等1人3畳以上）と一般的な家電製品が必要です。冷蔵庫やテレビなどはアパートに備え付けのものがあれば十分です。無線LANを希望することも多いですが、応相談となります。食事は技能実習生の自炊ですが、給食等がある場合には本人の希望で給与天引きで対応可です。

⑩事業者で用意するものは他には何がありますか？

1. 技能実習責任者を置くこと（常勤役職員）
 2. 技能実習指導員を置くこと（介護福祉士・看護師等8年以上の経験者）
 3. 生活指導員を置くこと（技能実習生の世話係）
 4. 保険への加入（手続き等は当組合にて行います）
 5. 安全衛生上、必要な措置を講じていること
 6. 宿舎（電気、ガス、水道、シャワー付き）、自炊用品（食器・調理具）寝具・作業衣類等
- ※ご不明な点につきましては、当組合でアドバイスさせていただきますのでご安心下さい。

⑪日本語での介護記録について出来ないので、業務が限定されるのではないですか？

→ 当組合では一般社団法人アジア国際交流支援機構と提携し、多言語対応介護記録「みんなの介護」の導入をお勧めしています。難解な介護用語や介護で使用する言葉なども言語転換することで、日本職員との連携が可能となります。

※是非、ご検討ください。